

岩手県医療局管理規程第8号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) <p>第1条 医療局に勤務する企業職員（臨時又は非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の就業に関しては、別に定めるものほか、この規程の定めるところによる。</u></p>	(趣旨) <p>第1条 医療局に勤務する企業職員（臨時又は非常勤の職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の就業に関しては、別に定めるものほか、この規程の定めるところによる。</u></p>
(服務の根本基準) <p>第2条 職員は、法第30条の規定に従って県立の病院及び病院附属診療所（以下「県立病院等」という。）設置の趣旨に沿い県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に<u>あたっては</u>、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p>	(服務の根本基準) <p>第2条 職員は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）</u>第30条の規定に従って県立の病院及び病院附属診療所（以下「県立病院等」という。）設置の趣旨に沿い県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に<u>当たっては</u>、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p>
(勤務時間) <p>第23条 [略] 2 [略] 3 <u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で定める。 4・5 [略]</p>	(勤務時間) <p>第23条 [略] 2 [略] 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で定める。 4・5 [略]</p>
(週休日) <p>第23条の2 日勤職員については、日曜日及び土曜日は週休日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。 2 交代制職員については、1週間につき1日以上、かつ、割振り単位期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等又は<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては8日以上の週休日）を与</p>	(週休日) <p>第23条の2 日勤職員については、日曜日及び土曜日は週休日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。 2 交代制職員については、1週間につき1日以上、かつ、割振り単位期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等又は<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては<u>8日以上の週休</u></p>

える。

(始業時刻及び終業時刻)

第24条 [略]

2～4 [略]

5 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

(休憩時間)

第26条 [略]

2 [略]

3 再任用短時間勤務職員については、第24条第5項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を与える。

4 [略]

(年次休暇)

第32条 年次休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。（労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数）

ア 斎一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斎一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

イ 不斎一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、斎一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に第23条第2項又は第3項に基づき定められた不斎一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た

日）を与える。

(始業時刻及び終業時刻)

第24条 [略]

2～4 [略]

5 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

(休憩時間)

第26条 [略]

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員については、第24条第5項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を与える。

4 [略]

(年次休暇)

第32条 年次休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。（同条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づく採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数）

ア 斎一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斎一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

イ 不斎一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、斎一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に第23条第2項又は第3項の規定に基づき定められた不斎一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数

時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

(3) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの 当該職員の次の表の採用された月の欄に掲げる区分に応じ、同表の日数の欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、別に定める日数とする。）

[略]

(4) [略]

2 [略]

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(6) [略]

(7) 職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親であって養子縁組里親であるもの（同条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。以下この号において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。） 1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める回数及び期間）

(8)～(17) [略]

(18) 職員の結婚の場合 別に定める期間内における週休日

を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

(3) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの 当該職員の次の表の採用された月の欄に掲げる区分に応じ、同表の日数の欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、別に定める日数とする。）

[略]

(4) [略]

2 [略]

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(6) [略]

(7) 職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親であって養子縁組里親であるもの（同条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。以下この号において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。） 1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める回数及び期間）

(8)～(17) [略]

(18) 職員の結婚の場合 別に定める期間内における週休日

<p>、休日及び代休日を除く連続する7日の範囲内の期間（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>以外の職員との均衡を考慮して別に定める期間）</p>	<p>、休日及び代休日を除く連続する7日の範囲内の期間（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員との均衡を考慮して別に定める期間）</p>
<p>(19)～(26) [略] (休暇の単位等)</p>	<p>(19)～(26) [略] (休暇の単位等)</p>
<p>第36条 年次休暇、病気休暇及び介護休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、1日又は1時間）とする。</p>	<p>第36条 年次休暇、病気休暇及び介護休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、1日又は1時間）とする。</p>
<p>2～7 [略] (業務上の災害補償)</p>	<p>2～7 [略] (業務上の災害補償)</p>
<p>第43条 職員が業務上負傷し、病気にかかり、障害の状態となり、又は死亡したときは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、労働基準法）に定めるところにより災害補償を行う。</p>	<p>第43条 職員が業務上負傷し、病気にかかり、障害の状態となり、又は死亡したときは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、労働基準法）に定めるところにより災害補償を行う。</p>
<p>(業務外の傷病給付)</p>	<p>(業務外の傷病給付)</p>
<p>第44条 職員が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、休業し、若しくは災害を受け、又はその被扶養者が病気にかかり、負傷し、出産し若しくは死亡したときは、地方公務員等共済組合法（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）等）の定めるところにより、給付がなされる。</p>	<p>第44条 職員が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、休業し、若しくは災害を受け、又はその被扶養者が病気にかかり、負傷し、出産し、若しくは死亡したときは、地方公務員等共済組合法（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）等）の定めるところにより、給付がなされる。</p>
<p>(互助会への加入)</p>	<p>(互助会への加入)</p>
<p>第45条 職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）は、職員互助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の規定に基づいて組織された岩手県医療局職員互助会への加入を認められ、岩手県医療局職員互助会規約の定めるところにより、給付がなされる。</p>	<p>第45条 職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）は、職員互助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の規定に基づいて組織された岩手県医療局職員互助会への加入を認められ、岩手県医療局職員互助会規約の定めるところにより、給付がなされる。</p>
<p>(懲戒の手続及び効果)</p>	<p>(懲戒の手続及び効果)</p>
<p>第52条 職員の懲戒の手続及び効果については、<u>職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</u>（昭和26年岩手県条例第53号）の定めるところによる。</p>	<p>第52条 職員の懲戒の手続及び効果については、<u>職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例</u>（昭和26年岩手県条例第53号）の定めるところによる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、この規程による改正後の医療局企業職員就業規則第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。